



# 和歌山県報

発行 和歌山県  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
毎週火、金曜日発行

目次 (\*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

○ 規則

\*3 母子及び寡婦福祉法施行細則の一部を改正する規則 (子ども未来課)..... 1

○ 告示

158	児童福祉法による指定障害児通所支援事業者の指定	(障害福祉課)..... 1
159	〃	( 〃 )..... 2
160	〃	( 〃 )..... 2
161	〃	( 〃 )..... 2
162	〃	( 〃 )..... 2
163	〃	( 〃 )..... 3
164	〃	( 〃 )..... 3
165	障害者自立支援法に基づく指定自立支援医療機関の変更	( 〃 )..... 3
166	特定第2号漁業者の同意成立の届出	(水産振興課)..... 3
167	平成19年和歌山県告示第641号(建築基準法に基づく特定工程及び特定工程後の指定)の一部改正	(建築住宅課)..... 4

## 規 則

### 和歌山県規則第3号

母子及び寡婦福祉法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成25年2月12日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

母子及び寡婦福祉法施行細則の一部を改正する規則

母子及び寡婦福祉法施行細則(昭和39年和歌山県規則第105号)の一部を次のように改正する。

第2条第3項第5号ウ中「当該児童等の入学先」を「在学する学校」に改め、「在学証明書」の次に「又はケに掲げる書類」を加え、同号ケ中「ウに掲げる書類」を「入学しようとする学校の合格通知書若しくは合格証明書又はこれらに代わるものの写し」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に改正前の母子及び寡婦福祉法施行細則の規定に基づいて提出されている書類は、改正後の母子及び寡婦福祉法施行細則の規定に基づいて提出された書類とみなす。

## 告 示

### 和歌山県告示第158号

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の5の3第1項の指定障害児通所支援事業者を次のとおり指定したので、同法第21条の5の24の規定に基づき公示する。

平成25年2月12日

和歌山県知事 仁坂吉伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害児通所支援の種類	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日	指定の有効期限
3050100381	特定非営利活動法人クロネット	和歌山市栄谷256-9	児童発達支援	特定非営利活動法人クロネット	和歌山市松江中3-7-10	平成25.2.1	平成31.1.31
			放課後等デイサービス				
			保育所等訪問支援				

## 和歌山県告示第159号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の指定障害児通所支援事業者を次のとおり指定したので、同法第21条の5の24の規定に基づき公示する。

平成25年2月12日

和歌山県知事 仁坂吉伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害児通所支援の種類	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日	指定の有効期限
3051700080	貴志川障害児学童クラブ青空	紀の川市貴志川町神戸172-30	放課後等デイサービス	社会福祉法人桃郷	紀の川市桃山町調月58-3	平成25.2.1	平成31.1.31

## 和歌山県告示第160号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の指定障害児通所支援事業者を次のとおり指定したので、同法第21条の5の24の規定に基づき公示する。

平成25年2月12日

和歌山県知事 仁坂吉伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害児通所支援の種類	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日	指定の有効期限
3051700098	粉河障害児学童クラブ青空	紀の川市粉河1535-3	放課後等デイサービス	社会福祉法人桃郷	紀の川市桃山町調月58-3	平成25.2.1	平成31.1.31

## 和歌山県告示第161号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の指定障害児通所支援事業者を次のとおり指定したので、同法第21条の5の24の規定に基づき公示する。

平成25年2月12日

和歌山県知事 仁坂吉伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害児通所支援の種類	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日	指定の有効期限
3051800047	木の実教室	岩出市曾屋370-17	児童発達支援	社会福祉法人桃郷	紀の川市桃山町調月58-3	平成25.2.1	平成31.1.31

## 和歌山県告示第162号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の指定障害児通所支援事業者を次のとおり指定したので、同法第21条の5の24の規定に基づき公示する。

平成25年2月12日

和歌山県知事 仁坂吉伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害児通所支援の種類	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日	指定の有効期限
3051800054	児童デイサービスセンターらふ	岩出市山崎52-30	児童発達支援 放課後等デイサービス	有限会社らふ	岩出市山崎52-30	平成25.2.1	平成31.1.31

## 和歌山県告示第163号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の指定障害児通所支援事業者を次のとおり指定したので、同法第21条の5の24の規定に基づき公示する。

平成25年2月12日

和歌山県知事 仁坂吉伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害児通所支援の種類	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日	指定の有効期限
3051800070	岩出障害児学童クラブ青空	岩出市新田広芝97-14	放課後等デイサービス	社会福祉法人桃郷	紀の川市桃山町調月58-3	平成25.2.1	平成31.1.31

## 和歌山県告示第164号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の指定障害児通所支援事業者を次のとおり指定したので、同法第21条の5の24の規定に基づき公示する。

平成25年2月12日

和歌山県知事 仁坂吉伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害児通所支援の種類	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日	指定の有効期限
3052300047	第二なぎの木園	新宮市新宮3415-1	放課後等デイサービス	社会福祉法人熊野緑会	新宮市木ノ川703	平成25.2.1	平成31.1.31

## 和歌山県告示第165号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定による指定自立支援医療機関（更生医療・育成医療）において、同法第64条の規定により次のとおり変更の届出があったので、同法第69条第2号の規定に基づき公示する。

平成25年2月12日

和歌山県知事 仁坂吉伸

医療機関の名称	医療機関の所在地	変更内容	変更前	変更後	変更年月日
医療法人晃和会 紀北クリニック	橋本市市脇三丁目6番9号	医療機関の名称	医療法人晃和会 谷口病院紀北クリニック	医療法人晃和会 紀北クリニック	平成25.1.7

## 和歌山県告示第166号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定に基づき届出のあった特定第2号漁業者の同意について、同法第108条第2項に規定する要件に適合すると認められるので、同法第108条第5項において準用する同法第105条の2第4項の規定により告示する。

平成25年2月12日

和歌山県知事 仁坂吉伸

## 漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業

区 域	区 分	加入区の名称
由良町漁業協同組合の地区	日高郡由良町神谷に住所又は根拠地を有する者が総トン数10トン未満の動力漁船を使用して行う一本釣漁業を主とする漁業	神谷一本釣

## 和歌山県告示第167号

平成19年和歌山県告示第641号(建築基準法に基づく特定工程及び特定工程後の指定)の一部を次のように改正し、平成25年4月1日から実施する。

平成25年2月12日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

第2項中「平成22年4月1日から平成25年3月31日まで」を「平成25年4月1日から平成28年3月31日まで」に改める。

第3項中「次に掲げる建築物で新築するもの」を「新築、増築又は改築に係る部分が、次に掲げるもの」に改め、同項第1号中「又は共同住宅」の次に「の用途に供する建築物」を加える。